

社会福祉法人茂原市社会福祉協議会 後援等に関する要綱
(平成13年10月制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が共催、後援及び協賛（以下「後援等」という。）することに関し必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同することをいう。

(承認の基準)

第3条 協議会は、次の各号に該当する行事について後援等を行うことができる。

- (1) 行事の目的が、福祉の向上に寄与すると認められるもの
- (2) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催し、所在又は身分が明らかであるもの。

(非承認)

第4条 協議会は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については後援等をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか会長が不相当と認めるもの

(申請)

第5条 後援等を受けようとするものは、後援等申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、原則として行事を開催しようとする日の30日前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の会則
- (4) 役員名簿

(承認)

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し承認するか否かを文書で申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、行事の主催者に対し実績報告書の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月2日から施行する。